

令和6年度 和歌山県 障害支援区分認定調査員・審査会現任研修

認定調査の判断基準について（演習）



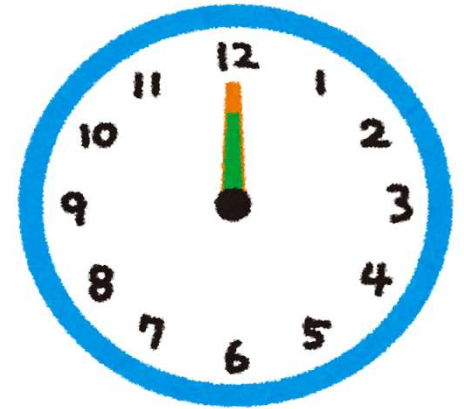
和歌山県相談支援体制整備事業
紀北AD 柴田 竜夫

本科目のねらい

認定調査の判断基準、審査会における区分変更のルール等についてについて**復習**をし、**審査会を意識した**認定調査票の作成について学びます。



演習の流れ



14:45 認定調査の判断基準等について（復習）

15:15 演習の説明
（演習）

15:20 事例 1

15:40 事例 2

16:00 事例 3

16:20 事例 4 （1事例20分ずつ）

16:40 演習まとめ

16:45 終了

認定調査の判断基準等について

- I 概況調査票について
- II 認定調査票について
～それぞれの判断基準～
- III 特記事項への記載方法について
- IV 審査会の判定について



Ⅰ 概況調査票について

- ・その人の置かれている環境や状況、これから利用したい支援などがイメージできるように記入します。

※注意！

主にこの書類は審査会で使用されますが、基本的に判定に影響を及ぼす資料ではありません。

例えば「生活介護を希望している」と記載があっても、その情報をもって区分3以上にしなければならないということではありません。

あくまでも調査票に矛盾がないかどうかということを判断する補助にお使いください。

（自治体によっては審査会資料に付けないこともあります。）

Ⅱ 認定調査票について

特記事項は調査内容に矛盾がないかどうかを審査委員が判断をするときの補助に使用されます。

何故部分的な支援が必要なのか、なぜ支援が必要ないのか、などを中心に特記を記載してください（できていることも書く）。

聞き取った内容と事実が明らかに違う場合は、本人の判断能力や状況を調査員が勘案し、事実と思われる方で判断をし、何故その判断になったのかということを特記事項に記載してください。

認定調査票記載における大切な視点を再確認

- 誰が調査をしても同じ結果になるということをイメージ
拡大解釈、過小評価などはしないこと
- それぞれの項目が矛盾していないかどうかを意識
どうしても矛盾する場合はその状態を特記事項へ記載
- 特記事項にはできていることも記載するように
審査員が対象者の全体像をつかめるよう様々な情報をいれる



一次判定では、たった一項目の「できる・できない」の判断によって区分が変わってしまう可能性があります。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目） P.40~

- 1 「支援が不要」 自力100%、支援0%の場合
- 2 「見守り等の支援」 体には触れないが自力100%ではない場合
- 3 「部分的な支援」 体に触れる支援で、自力99%、支援1%の場合
- 4 「全面的な支援」 自力0%、支援100%の場合。

できたりできなかったりする場合はできない時を想定して判断

※「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限りません

判断に迷った場合は、特記事項に『迷った理由』『判断した根拠』を記載すること
→「～であると聞き取ったため迷ったが、～の場合は△△に○○という支援が必要であるため、□□であると判断した。」

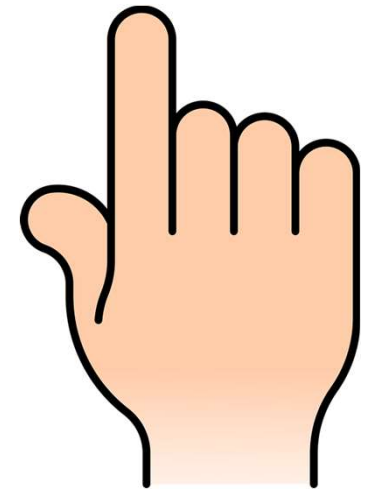
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 (16 項目) P.52~

- 「一連の行為」について例示されてある行為一つ一つについて判断をおこない、「3. 全面的支援が必要」で特に例示されている事項以外で、一部の行為においてのみ全面的に支援が必要であっても「2. 部分的な支援が必要」と判断をする。
- 施設入所や家族の支援によって普段は支援がないように思われる場合、「自宅・単身」を想定して判断をする。
- まずは「全面的な支援が必要かどうか」を判断し、1%でも自力の部分があれば「部分的な支援が必要」と判断をする。

3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

- できたりできなかったりする場合は**できない状況**で判断する。
- 補助具や補装具など機器を利用した状況で判断をする。
- 程度については、それぞれ例示されている項目に沿って**具体的に**判断をおこなう。

（調査のやり取りの中で、
改めて伺う必要のないこともあります）



4. 行動障害に関連する項目（34 項目）

- 「有無」と「頻度」という視点で判断をしていきます。
- 調査前一个月的状態から判断をします。
- 支援や治療・投薬等がなければ行動上の問題が発生すると思われる場合は（普段は問題が発生していなくても）、その考えられる頻度で判断をし、特記事項に日常生活の様子などを記載してください。※行動上の問題が発生している場合と、発生しないように支援をしている場合の評価は同等。
- 例示されている事柄は事象の極一部のため、例示されていなくとも似たような場合を含めて判断をし、特記事項に記載をしてください。

5. 特別な医療に関連する項目（12 項目）

- 調査前約 2 週間の期間で判断をしてください。
- たまたまこの2週間の間にだけ行われたような治療行為については含まれません。
- 2 週間の期間でない場合や項目にない治療について、「現在の支援に影響を及ぼすと思われるような」治療があれば「その他」の欄に記載してください。

（例えば月一回の定期通院治療、癲癇の治療、人工透析など）



6. その他

認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関することで確認できた事項の記載できるよう・・・とされています。（マニュアルP.5）

想定される記載内容としては、

「思い込み、勘違い、固執行動等に対する支援」

「妄想や幻覚の有無や、それに対する支援」

「犯罪行為の繰り返しに対する支援」

「性的な問題行動に対する支援」 などとされています。



それ以外には例えば・・・

- ・「痛み」などによる生活の支障など
- ・治療や訓練等に係る経済的・時間的・心理的負担等
- ・本人の障害受容や認識の程度が生活に影響を及ぼす場合
- ・本人が思う将来への不安など

※本人が置かれている社会・家庭によって支障をきたしている場合の評価は**しません**。
(社会的障壁に対する支援の評価はサービスの個別給付によっておこなわれる)

Ⅲ 特記事項記載のポイント

判断に迷った場合の対応

○認定調査の選択肢の選択に迷った場合には…

- ・ 選択肢をいずれにするか微妙な場合でも、特記事項に具体的な状況が記載されていれば、審査会にて一次判定の修正が可能。
- ・ 何も書いていないと審査会において再調査を命じられたり、審査会委員が誤解したまま審査を進めてしまう場合もある。
- ・ 判断に迷う場合には、**特記事項に詳細と判断に迷った旨**を記載し、審査会にかけて判断をあおぐこと。

一次判定（どの条件式に該当するか）含めて
判断・決定をするのは審査会の役目。
審査会委員に伝えるものということを忘れずに。

特記事項の記載のポイント

○認定調査において、二次判定で区分変更の根拠とできるのは特記事項のみ。

→例えば一次判定区分が明らかに実態に合わないと思われる場合でも、**特記事項がなければ審査会委員は判断の根拠をもてない。**

例えば・・・

- 認定調査と医師意見書で齟齬があるが、特記事項に記載がないため、詳細が分からない・・・
- 前回申請時と状態が大きく違うが、特記事項に記載がないため、詳細が分からない・・・
- 実際は一次判定結果よりも多くの支援が必要に見えるが、特記事項に記載がないため、区分変更できない・・・

支援の量を左右しそうな情報はできるだけ拾って特記事項に記載する。

特記事項の記載のポイント

○審査会委員は特記事項を見て対象者の状態をイメージする。

→選択肢で拾いきれない支援の内容や、選択の根拠、実際に行われている支援の頻度等を詳細に記載する必要がある。

例えば・・・

- 同じ「見守り」でも、ただ見守っているだけなのか、いつでも手を出せるよう用意しながら見守っているのかでは、必要な支援の度合が異なる。
- 同じ「部分支援」でも、支援の頻度はどの程度なのかによって必要な支援の度合が異なる。

第三者が見てわかりやすい内容、記載になっているかを意識する。

特記事項の記載のポイント

○行動障害の記載は調査員の障害への理解が重要。

- ・ 支援がされている場合は、どのような支援の種類があるのか理解していないとわからない（気づけない）。
→ 相談支援や環境調整といった障害者支援独自の概念。
支援が必要ない場合でも、本当に症状がないのか、環境調整の結果によりないのか。
- ・ 行動障害の項目を区別せずに、表れている行動障害について、端的な状態だけをとらえて記載すると、同じ状態だけをとらえて「4-〇～4-〇〇も同様」という記載になりかねない。
- ・ 生じている行動障害の内容だけでなく、行われている支援の内容や具体的な頻度も記載する。同じ「週に1回以上の支援が必要」であっても、週に1回なのか4回なのか、こういった支援が行われているのかによって必要な支援の度合が異なる。

IV 審査会の判定について

審査会で区分を変更できる場合

変更の検討に使える根拠は「特記事項」と「医師意見書」のみ

※既に1次判定に反映されている項目は除く

いずれも「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等における支援の度合い」よりも大きい場合は変更の根拠となります

審査会で区分変更ができない場合

- 以下の事項に基づいた変更はできません
 - ア 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況
 - イ 根拠のない事項
 - ウ **必要とされる支援の度合い**とは直接的に関係しない事項
 - エ 心身の状況以外の状況
 - 生活環境、本人の希望、現に受けているサービスなど

その他、前回結果を踏まえた変更も認められません！

演習ガイダンス



演習の目的

模擬認定調査を見ながら、調査の進め方や判断基準、特記事項の書き方の理解を深めることを目的とする。

実施方法

1. 模擬認定調査（実演）を観察する。（3分）
2. 個人ワーク（5分）
認定調査票の該当する項目の選択と特記事項の記載を行う。
3. グループワーク（10分）
調査項目の判断等について、グループ内で議論を行う。
4. 解説を聞く。（2分）

事例について

- ・事例は全部で4事例。
- ・それぞれの事例ごとに上記実施方法1～4を繰り返します。



グループワークのグラントルール

- 端的に発言すること(長くとも1回30秒以内)
- 積極的に発言すること
- 否定的な発言はせず、受容的な雰囲気作りをすること
- 求められたゴール・課題に向けて発言をすること
(自分の興味・関心だけで発言しないように留意)
- 多様な意見が出るように努めること
(自分ばかりが発言しないように留意)
- 時間を守ること

模擬調査の配役 . . .

- 認定調査員
- 介護者
- ご本人



【事例1】概要

○調査対象者の概要

- Aさん 男性(50歳)
- パーキンソン病。身体障害者手帳6級
- 家族(父、母)と同居。主たる介護者は父。

○評価を行う認定調査項目

- 「2-6 健康・栄養管理」

○認定調査の状況

- 対象者の自宅にて調査
- 本人と父親が対応

【事例1】個人ワークシート

調査項目：2-6 健康・栄養管理

【メモ欄】

2-6 健康・栄養管理			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

【事例2】概要

○調査対象者の概要

- Bさん 女性(48歳)
- うつ病。精神障害者保健福祉手帳3級
- 独居

○評価を行う認定調査項目

- 「4-3 感情が不安定」

○認定調査の状況

- 対象者の自宅にて調査
- 本人が対応

【事例2】個人ワークシート

調査項目：4-3 感情が不安定

【メモ欄】

4-3 感情が不安定			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

【事例3】概要

○調査対象者の概要

- Cさん 女性(31歳)
- 脳出血(右片麻痺、注意障害、左半側空間無視)
- 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級
- 家族(母)と同居。主たる介護者は母。

○評価を行う認定調査項目

- 「2-11 危険の認識」

○認定調査の状況

- 対象者の自宅にて調査
- 本人と母親が対応

【事例3】個人ワークシート

調査項目：2-11 危険の認識

【メモ欄】

2-11 危険の認識			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

【事例 4】 概要

○調査対象者の概要

- Dさん 男性(42歳)
- 知的障害、自閉スペクトラム症。療育手帳(重度)所持。
- 障害者支援施設入所中

○評価を行う認定調査項目

- 「4-22 他人を傷つける行為」

○認定調査の状況

- 施設にて調査
- 本人と施設職員が対応
(本人への調査後に施設職員へ追加質問している場面)

【事例 4】 個人ワークシート

調査項目： 4-22 他人を傷つける行為

【メモ欄】

4-22 他人を傷つける行為			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

【演習】まとめ

○審査会委員は特記事項を見て対象者の状態をイメージする。
→選択肢で拾いきれない支援の内容や、選択の根拠、実際に行われている支援の頻度等を詳細に記載する必要がある。

例えば・・・

- 同じ「見守り」でも、ただ見守っているだけなのか、いつでも手を出せるよう用意しながら見守っているのかでは、必要な支援の度合が異なる。
- 同じ「部分支援」でも、支援の頻度はどの程度なのかによって必要な支援の度合が異なる。

第三者が見てわかりやすい内容、記載になっているかを意識する。

○ 認定調査におけるポイント

- 聞き取りを行う際は、現在の状況だけでなく、**どういった支援がどういった頻度で行われているか**についても聞き取りを行う。（特に行動障害）
- また、現在の状況だけでなく、「**できたりできなかったりする場合**」があるかどうかについても留意した上で聞き取りを行う。
- **判断に迷った場合の詳細や、選択の根拠、支援の量を左右しそうな情報**は出来るだけ詳細に記載する。そうすることで、市町村審査会において、必要に応じて一次判定の修正や二次判定における区分変更を行うことができる。

○ 上記に示したシナリオや特記事項の記載例はあくまで一例にすぎない。個別の申請者の状況に応じた聞き取りや特記事項の記載を行うことが重要。

常にマニュアル等を確認して調査票を作成してください！
特記事項は審査会を意識して記入してください！



おつかれさまでした♪